

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和7年2月28日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、令和7年7月11日から同年8月12日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び宇部市産業経済部産業政策課において公衆の縦覧に供します。

令和7年7月11日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 セカンドストリート宇部新川店
所在地 宇部市島三丁目3の5

2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。